

さいたま市特別職報酬等審議会

<第3回 資料>

開催日：令和7年10月28日（火）

場 所：さいたま市役所議会棟 2階 第7委員会室

<資料目次>

・ 特別職報酬等審議会に関する通知	1
参考 過去の議題 (抜粋)	2
・ 政務活動費の概要	4
・ 特別職報酬等審議会における期末手当の審議結果等	6
・ 令和7年度補正予算の影響額	10

特別職報酬等審議会に関する通知

『特別職の報酬等について』（昭和 39. 5. 28 自治給第 208 号 自治事務次官通知）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

別紙条例準則（略）

過去の議題（抜粋）

1 平成16年度

(1) 第1回

- 議題1 審議日程等について
- 議題2 審議会資料説明について
- 議題3 次回の開催日について
- 議題4 その他

(2) 第2回

- 議題 市長、助役及び収入役の給料等について
 - ・給料月額について
 - ・期末手当について
 - ・退職手当について

(3) 第3回

- 議題 議長、副議長及び議員の報酬等について
 - ・報酬月額について
 - ・期末手当について

(4) 第4回

- 議題 政務調査費、費用弁償等について
 - ・政務調査費について
 - ・費用弁償について
 - ・非常勤特別職の報酬について

(5) 第5回

- 議題 答申について

2 平成19年度

議題「市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」

※第1回～第4回まで、同様の議題で審議を実施

3 平成27年度

(1) 第1回

- 議題1 審議会資料説明について
- 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

(2) 第2回

議題1 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数について

- ・支給月数について
- ・改定時期について

議題2 市長及び副市長の給料月額について

- ・給料月額について
- ・改定時期について

議題3 市長及び副市長の退職手当の支給割合について

- ・支給割合について
- ・改定時期について

4 令和6年度

(1) 第1回

議題1 月例給の認定基準について

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

(2) 第2回

議題 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定時期について）

政務活動費の概要

① 地方自治法（第100条第14項、第15項及び第16項）

第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

② さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例の概要

(1) 交付対象（条例第2条）

会派（2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの）
及び

議員（月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」））

(2) 交付額（条例第4条及び第5条）

○会派：月額34万円

又は

月額14万円のうちから各会派が選択した額 × 会派所属議員数

○交付対象議員：月額20万円

(3) 交付の方法（条例第8条及び第9条）

- ・会派の代表者及び交付対象議員は、各半期（4月から9月、10月から翌年3月）の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求
- ・市長は、上記の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付

(4) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第10条）

市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。

別表（第10条関係）

項目	内容
調査研究費	調査研究に要する宿泊費等の経費及び調査研究の委託に要する経費（当該経費に交通費が含まれるときは、当該交通費のうち燃料費を除く。）
要請陳情活動費	要請陳情活動に要する経費（当該経費に交通費が含まれるときは、当該交通費のうち燃料費を除く。）
広報広聴活動費	議会活動、市政に関する政策、会派及び議員が行う調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動（以下これらを「広報広聴活動」という。）に要する広報紙、報告書等の印刷費、ホームページ作成費、郵送料、会場費等の経費（当該経費に交通費が含まれるときは、当該交通費のうち燃料費を除く。）
人件費	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動を補助する職員の雇用に要する給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料等の経費
会議研修費	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動に資する会議、研修会、意見交換会等（以下「会議研修」という。）の実施及び参加に要する経費（当該経費に交通費が含まれるときは、当該交通費のうち燃料費を除く。）
資料購入費	調査研究のために必要な書籍、新聞、雑誌等の資料の購入及び購読に要する経費
燃料費	調査研究、要請陳情活動、広報広聴活動及び会議研修に要する交通費のうち、自動車等の燃料に要する経費
事務費	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費
事務所費	調査研究及び広報広聴活動のために必要な事務所及び附帯施設の賃借料、維持管理費、光熱水費、損害保険料等の経費

特別職報酬等審議会における

年度	特別職報酬等審議会の審議及び結果			
	特別給（期末手当）にかかる審議内容・結果	改定月数（答申）	実施時期（答申）	改定後の年間支給月数
16	職務の特殊性、責任を考慮し、一般職員に準拠した支給方式から国準拠方式への変更が妥当と答申	—	H16.7～	3.30月
17	特別職報酬等審議会の開催なし			
18				
19	意見聴取なし	—	—	—
20	意見聴取なし	—	—	—
21	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申	△0.20月	H21.12～	3.30月⇒3.10月
22	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申	△0.15月	H22.12～	3.10月⇒2.95月
23	「据置き」を報告	—	—	—
24	「据置き」を報告	—	—	—
25	「据置き」を報告	—	—	—
26	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申	0.15月	H26.12～	2.95月⇒3.10月
27	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H27.12～	3.10月⇒3.15月

期末手当の審議結果等①

特別職の年間支給月数	【参考】 一般職職員の給与の改定状況		【参考】 国の指定職（事務次官等）の給与の改定状況	
	特別給（期末・勤勉手当）		特別給（期末・勤勉手当）	
改定後の年間支給月数 （実施時期）	改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数	改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数
3.30月 (H16.7.1)	(据置き)	4.40月	(据置き)	3.30月
—	0.05月	4.45月	0.05月	3.35月
	(H17.12~)		(H17.12~)	
—	(据置き)	4.45月	(据置き)	3.35月
—	0.05月	4.50月	(据置き)	3.35月
	(H19.12~)			
—	(据置き)	4.50月	(据置き)	3.35月
3.30月⇒3.10月 (H21.12.1)	△0.35月	4.15月	△0.25月	3.10月
	(H21.12~)		(H21.12~)	
3.10月⇒2.95月 (H22.12.1)	△0.20月	3.95月	△0.15月	2.95月
	(H22.12~)		(H22.12~)	
—	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
2.95月⇒3.10月 市長・副市長 (H27.4.1) 議員 (H27.12.1)	0.15月	4.10月	0.15月	3.10月
	(H26.12~)		(H26.12~)	
3.10月⇒3.15月 (H27.12.1)	0.10月	4.20月	0.05月	3.15月
	(H27.12~)		(H27.12~)	

特別職報酬等審議会における

年度	特別職報酬等審議会の審議及び結果			
	特別給（期末手当）にかかる審議内容・結果	改定月数（答申）	実施時期（答申）	改定後の年間支給月数
28	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申	0.10月	H28.12～	3.15月⇒3.25月
29	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H29.12～	3.25月⇒3.30月
30	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H30.12～	3.30月⇒3.35月
元	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長は0.05月分、議員は0.10月分の引上げを答申	市長・副市長 0.05月 議員 0.10月	R元.12～	市長・副市長 3.35月⇒3.40月 議員 3.30月⇒3.40月
2	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長はR2.12.1から0.05月分、議員はR3.4.1から0.05月分の引下げを答申	△0.05月	市長・副市長 R2.12～ 議員 R3.4～	市長・副市長 3.40月⇒3.35月 議員 3.40月⇒3.35月
3	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引下げを答申	△0.10月	R3.12～	3.35月⇒3.25月
4	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	R4.12～	3.25月⇒3.30月
5	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申	0.10月	R5.12～	3.30月⇒3.40月
6	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	R6.12～	3.40月⇒3.45月
7	【第2回審議会結果：改定（引上げ）】			

期末手当の審議結果等②

特別職の年間支給月数	【参考】 一般職職員の給与の改定状況		【参考】 国の指定職（事務次官等）の給与の改定状況	
	特別給（期末・勤勉手当）		特別給（期末・勤勉手当）	
改定後の年間支給月数 （実施時期）	改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数	改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数
3.15月⇒3.25月 (H28.12.1)	0.10月	4.30月	0.10月	3.25月
	(H28.12~)		(H28.12~)	
3.25月⇒3.30月 (H29.12.1)	0.10月	4.40月	0.05月	3.30月
	(H29.12~)		(H29.12~)	
市長・副市長 3.30月⇒3.35月 (H30.12.1) 議員 改定なし(3.30月)	0.05月	4.45月	0.05月	3.35月
	(H30.12~)		(H30.12~)	
市長・副市長 3.35月⇒3.40月 (R元.12.1) 議員 3.30月⇒3.40月 (R3.4.1)	0.05月	4.50月	0.05月	3.40月
	(R元.12~)		(R元.12~)	
市長・副市長 3.40月⇒3.35月 (R2.12.1) 議員 3.40月⇒3.35月 (R3.4.1)	△0.05月	4.45月	△0.05月	3.35月
	(R2.12~)		(R2.12~)	
3.35月⇒3.25月 (R3.12.1)	△0.15月	4.30月	△0.10月	3.25月
	(R3.12~)		(R3.12~)	
3.25月⇒3.30月 (R4.12.1)	0.10月	4.40月	0.05月	3.30月
	(R4.12~)		(R4.12~)	
3.30月⇒3.40月 (R5.12.1)	0.10月	4.50月	0.10月	3.40月
	(R5.12~)		(R5.12~)	
3.40月⇒3.45月 (R6.12.1)	0.10月	4.60月	0.05月	3.45月
	(R6.12~)		(R6.12~)	
	【R7.10.14人事委員会勧告】		【R7.8.7人事院勧告】	
	0.05月	4.65月	0.05月	3.50月
(R7.12~)	(R7.12~)			

令和7年度補正予算の影響額

○特別給を0.05月引き上げた場合、特別職の影響額については、3,916,375円。

特別職	期末手当（改定前）	期末手当（改定後）	影響額
市長	6,911,280円	7,011,444円	100,164円
3副市長	16,296,900円 (1人当たり5,432,300円)	16,533,090円 (1人当たり5,511,030円)	236,190円 (1人当たり78,730円)
議長	4,962,480円	5,034,400円	71,920円
副議長	4,432,214円	4,496,449円	64,235円
58議員	237,628,668円 (1人当たり4,097,046円)	241,072,534円 (1人当たり4,156,423円)	3,443,866円 (1人当たり59,377円)
		合計	3,916,375円